

第三十九回国会 衆議院 商工委員会 議録 第四号

昭和三十六年十月十二日(木曜日)

午後一時二十八分開議

出席委員

委員長 早稲田 輝吉 門君

理事内田 常雄君 理事岡本 茂君

理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

浦野 幸男君 小沢 辰男君

海部 俊樹君 神田 博君

菅野和太郎君 佐々木秀世君

中垣 國男君 原田 憲君

南 好雄君 村上 勇君

加藤 清二君 久保田 豊君

小林 ちづ君 中村 重光君

大矢 省三君

出席國務大臣 佐藤 榮作君

出席産業大臣 小平 久雄君

出席政府委員 森 清君

通商産業事務次官 島田 喜仁君

通商産業事務官 (重工業局長) 西 謙一君

通商産業事務官 (内閣総理大臣官房参事官) 安岡 考君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

通商産業事務官 (重工業局長) 清七君

同日

委員赤澤正道君辞任につき、その補欠として中垣國男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

小型自動車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○早稲田委員長 これより會議を開きます。

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、小型自動車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

審査を進めます。質疑の通告があり、まず、順次これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 ただいま議題となりました二つの法案について、簡単に質問したいと思ふのですが、根本的な競争その他公営競技のあり方につきましても、御承知のように七月の二十五日に公営競技調査会からの答申が出ておる。従つて政府はこの答申を消化して基本的な法の改正をなされると思ふので、その際に、基本的な問題については意見を述べたいと思ひます。従つてきよりは当面したことだけ簡単に伺いたいと思ひます。

まず、総務長官に伺いたいのでありますが、この公営競技調査会は総理府の管轄でございまして、まずその調査会の経過につきまして、簡単によろしいから御説明願ひたい。

○小平政府委員 調査会は御承知の通り前後十回にわたつて正式の會合を開き、さらに三回にわたつて実地視察をいたし、七月の二十五日に最後の結論として答申があつたわけでございます。

○田中(武)委員 簡単にいいと言つても、あまり簡単に困るんですがね。(笑)

それでは私の方から申し上げたいと思ひますが、この調査会の答申は、われわれ考へまして世論からいって意外であります。しかし考へるによつては委員のメンバーから見ても當然の事なことも考へられます。というのはわれわれの承知する限りにおいては、競輪反対の人は一人だけくらいしか委員にいなかった。まずこの委員任命の仕方それ自体に問題がありますが、それは今言つてもつまらぬと思ひますから言いませんが、この答申に参考人を呼んだとか、あるいは実地に調査をした、こつちやうなことをまずうたつております。どういふ人を参考人に呼んで、どういふやうなことにについて参考意見を述べてもらったか。あるいは実地に調査をしたというが、一体どういふ点を調査し、どこへ調査に行つたか、そつちやうな点をお伺ひいたします。

○小平政府委員 委員の選任につきま

しては、公営競技について賛成であるとか、反対であるとか、かつてそつちやうな意見を表明したことのないやうな、きつめて中立的な委員を選んだわけでありまして、さらにまた参考人を呼んで事情を聴取した点につきましては、これもまたあるいは賛成意見を聞くとか、反対意見を聞くとか、そつちやうなわけではなくして、競輪を初めとした公営競技について経験のある、あるいは関係のある諸君から、この実態について事情を聴取する、こつちやうな方針でやつたわけでありまして。

なお三回の実地視察につきましても、どこへ行つたか、これは事務当局から申し上げます。

○西説明員 現地調査をいたしましたのは第一回、第二回、第三回とございまして、第一回は大井競馬と花月園競輪、それから第二回は大井オートレース場と平和島のオートレース場、それから第三回は府中の競馬場と京王園の日本競輪学校でございます。

○田中(武)委員 西さん、あなたもその調査について行かれたか。

それなら、そのときに委員の人たちは、それを見ての感想、あるいは帰つたあとの委員会等においてどういふやうな感想を述べられておつたか。

○西説明員 特に競輪を見たあとの感想として、特別の會議を開いておりませんので、まとまつた意見は出ておりません。従つて、その結果どういふやうに考へ方が変わったかといふことは、ちよつとわかりかねます。

○田中(武)委員 今までもこの種の調査会、審議会等の議事録なり、要点を要求したことはあるのですが、大体同じやうな答弁です。それで私が言ひたいのは全般のことではなく、参考人を呼んだといふことについて、どういふ人を呼んでどういふ参考意見を聞いたか。それから、先ほど実地調査をした所の名前は何이었습니다。それについ

ては、公営競技について賛成であるとか、反対であるとか、かつてそつちやうな意見を表明したことのないやうな、きつめて中立的な委員を選んだわけでありまして、さらにまた参考人を呼んで事情を聴取した点につきましては、これもまたあるいは賛成意見を聞くとか、反対意見を聞くとか、そつちやうなわけではなくして、競輪を初めとした公営競技について経験のある、あるいは関係のある諸君から、この実態について事情を聴取する、こつちやうな方針でやつたわけでありまして。

なお三回の実地視察につきましても、どこへ行つたか、これは事務当局から申し上げます。

○西説明員 現地調査をいたしましたのは第一回、第二回、第三回とございまして、第一回は大井競馬と花月園競輪、それから第二回は大井オートレース場と平和島のオートレース場、それから第三回は府中の競馬場と京王園の日本競輪学校でございます。

○田中(武)委員 西さん、あなたもその調査について行かれたか。

それなら、そのときに委員の人たちは、それを見ての感想、あるいは帰つたあとの委員会等においてどういふやうな感想を述べられておつたか。

○田中(武)委員 総務長官にお伺ひいたしますが、大体この種の審議会あるいは調査会等の議事録は公開しない、こつちやうなことが建前のようにありますが、この議事録の要点を一つ資料としてもらひたいと思ひますが、いかがですか。

○小平政府委員 議事録の点でありまして、この調査会は議事規則によりまして、非公開の建前でやつたやうであります。そこでこの議事録を皆さんの委員会の方へ提出するといふことも、國政調査の一環として御要求があれば提出をするほかにだろつと思ひます。ただ今申す通り非公開の建前でやつた關係上、またこの調査会は御承知の通りすでに終了いたしてあります。そつちやうな關係で、政府側の気持といひましては、率直に申せば、一面調査會對するいろいろな政治的な道義と申しますか、これもありますので、その点は政治的な御配慮によつてしかるべく御要求なされないなり、あるいは提出せずにはわれわれの説明で御納得いたしたい、かよひに考へております。

○田中(武)委員 今までもこの種の調査会、審議会等の議事録なり、要点を要求したことはあるのですが、大体同じやうな答弁です。それで私が言ひたいのは全般のことではなく、参考人を呼んだといふことについて、どういふ人を呼んでどういふ参考意見を聞いたか。それから、先ほど実地調査をした所の名前は何이었습니다。それについ

ては、公営競技について賛成であるとか、反対であるとか、かつてそつちやうな意見を表明したことのないやうな、きつめて中立的な委員を選んだわけでありまして、さらにまた参考人を呼んで事情を聴取した点につきましては、これもまたあるいは賛成意見を聞くとか、反対意見を聞くとか、そつちやうなわけではなくして、競輪を初めとした公営競技について経験のある、あるいは関係のある諸君から、この実態について事情を聴取する、こつちやうな方針でやつたわけでありまして。

なお三回の実地視察につきましても、どこへ行つたか、これは事務当局から申し上げます。

○西説明員 現地調査をいたしましたのは第一回、第二回、第三回とございまして、第一回は大井競馬と花月園競輪、それから第二回は大井オートレース場と平和島のオートレース場、それから第三回は府中の競馬場と京王園の日本競輪学校でございます。

○田中(武)委員 西さん、あなたもその調査について行かれたか。

て、各委員が見てきたあとで、正式に何らかの実際見てきた上に立っての検討をなされたらと思うのです。もし先ほどの西さんの答弁のごとく、見に行きました正式に何も言わなかったというならば、何のために見に行つたか、こういうことになるわけですね。同時に、この前文には「現地調査を実施し、云々、大きく現地調査までやりました」ということが出ています。西さんの答弁では、見たけれども何も言わなかった、こういうことになるならば、現地調査が何らかの結論に關係を持っていない、こういうことになるので、その二点について知りたいと思ひます。

○小平政府委員 参考人が述べた概要、あるいは調査の後には委員の諸君がかりに発言をされておれば、それらのことについての概略、これは後ほど資料として提出いたしてけっこうでございます。

○田中(武)委員 それじゃそういうことをお願いすることにいたします。

この答申案は十三項目からなっているわけですが、一口で言うならば改善存置といいますが、現行の姿を少しよくして置いておこう、こういうことであらう。この十三項目を一々見てみますと、はなはだ抽象的なものになつてしまつていないわけですね。これを實際の場合にどういふように消化し、具現していくか。しかもそれについて、公営競技といつても競輪とオートバイは通産、それからモーターボートは運輸、競馬は農林というように分かれるわけでしょう。そこでこの消化にあつたて、それぞれの各省間の關係もあるだろうし、それぞれ特異なものもあると思う。

そこで通産大臣にお伺ひいたしますが、こういう答申の上に立って、具体的に法の改正等を考えられると思うのですが、この消化の方法をどういふように考えるか。同時に、こういうものについて四つも五つも法律があるのはおかしいし、何か一つにしほるといふことも考えられるのではないかと。しかしこれは競輪を継続するという上に立つてのことに聞こえますが、私の観念はそうではないので、それは断つておきますが、そういうような法規の統一等も考えられるのです。そういうことについて、通産大臣の方がいいと思ひますが、どういふようにお考えになりますか。

○佐藤國務大臣 先ほど来総務長官からお答えいたしましたように、審議を開いて慎重審議し、ただいま御指摘のような答申を得ておるわけでありま

す。概要をきいてついでに申すと、弊害のある点をなくして、そしてつづつなものにして、こういうことだろうと思ひます。私どもも通常国会に臨みます際には、本格的な態度をきめなければならぬ、かように思つておりますので、それまでに答申の趣旨をよく理解し、そして本格的な態度をきめたい、かように考えます。ただいままでのところでは、今簡単にお答えいたしましたように、弊害がなければ、すでに実施し、そして今日まである程度の業績を上げておるのだから、やめてしまふまでもないだろうというところのように思ひます。その線に沿つて具体的にどういふような処置ができますか、これを十分考へて参りたい、かように思ひます。

また、ただいま御指摘になりましたように、各省まちまちのものでなしに、共通のものができないかというお話でございますが、これなどもやはり将来の問題として、どうあるべきか検討すべき問題であり、それらも十分参考にして考へて参りたい、かように思ひます。

○田中(武)委員 今直ちに通産大臣に競輪をやめるのかやめぬのかどうするかと言つてみても、おそらく結論は出ないと思ひますから、一応法改正のときに根本的な議論をするといいたして、次に進みたいと思ひます。

これは事務当局でけっこうですが、たしかきのうだったと思ひますが、施行者協議会の総会が何かやりました、この十三項目の消化について、どういふようにするかというふうなことの会合があつたように聞いておるのですが、それは通産省からだけか行つて、そのときの空気がどういふか聞いておられませんか。

○島田政府委員 ただいま田中先生から御質問のあつた点でございますが、全国の施行者協議会等が集まりまして、きのうあたりから、ただいまの總理府の答申につきまして、いろいろ意見をあれしたり、どんな内容をどうするかという点についての協議が始まつておるようでございます。まだ具体的に全部についてという形ではございませぬけれども、そろそろそういう問題を私どもの方へ持ち出して参ると思ひます。

○田中(武)委員 総務長官、この答申はただこれだけのものですか。一項目から十三項目まで抽象的に羅列した、こういうものだけが答申ですか。その

ほかには付屬説明とかそういうものはなかつたのですか。

○小平政府委員 お手元にお配りしたのが全部でございます。

○田中(武)委員 そりすると、これはあまりにも抽象的過ぎるのです。たとえば答申第一項、ずっと最後のところですが、「主務大臣が關係各省と協議して交替させる制度を採用する。」あるいは二項には、「抜本的改革を加える。」といったような調子で十三項続いておるわけですね。これは結局は抽象的なものだから、これをどう具体化していくか、ここに問題があると思ひます。それについては先ほど大臣も、これから考へるといひますが、大臣自体がまだこの答申をお読みになつていないのだからと思ひます。だからそれになにしますか、あまりにも抽象的で、具体的にこれを一つ一つやつていって、具体的には結論が出ないと思ひます。やめませんが、こういう種類の答申は、大体いつもあまり抽象的で、どういふも解釈できるような答申なんです。私は調査会等を設けた趣旨に合わないと思ひます。だから総務長官として、今後はそういうものについてはもっと具体的な方向をはつきりさせる。これは抽象的でどういふも解釈できる。こういうことですから、そういう点について注意していただきたい、このように思ひわけです。

さらに、この中で私が一番気に入らないのは答申の前文なんです。答申と書いて前文の中ほどですが、「公営競技に関する今後の措置に關しては、代り財源、關係者の失業対策その他の方策等を供与せず公営競技を全廃することとはその影響するところ甚大であ

るのみならず」云々と、こういうふうになつておるわけですね。ということ、常にこのような地方財政のかわり財源、あるいは關係者の失業、転業の問題等が、存続の一つの理由になつてゐる。従つて、かりに何年かたつてもまた同じことを言つてやる、こういうことですね。従つて、今までもやましく言つておるわけですが、この際、こういう問ひをもつて問ひに答へるといひますか、連鎖反応を起こすというふうなことはやめてもらつて、直ちに關係者の失業対策、あるいはかわり財源等について、もうすでに手を打つていく。それができ上るならば、話は別に変つてくると思ひます。われわれとしても、直ちに廃止せよとは言つておらぬ。すると、こういう問題が出てくる。だから廃止の前提としてどういふことをやらなければいけない。今度はそれがなければ全廃できない、こう言ふ。これをほつておくと、結局何年かたつても、またそういうことに手が打てないからということが理由になつて、延ばすということがなる。だからこの際、そういうことについて、はつきりとした規定を設けて積み立てていく、そういうようなことを考へてもらいたい。その点……これはむしろ通産省ですね。

○佐藤國務大臣 ただいま答申を、私も簡単に目を通してありますが、なかなか問題は多いと思ひます。前文に書いてありますように、この事態が悪い、ある程度は必要悪というか、やむを得ないやうな言い方もしてあります。これらの点が、實際の問題として十分考へなければならぬ問題だと思ひ

いは施行者あるいは振興会その他が各職員並びに選手に対してどういう取り扱いをしているか、まず第一に参考のためにお聞きしたいと思います。

○安岡説明員 御質問の趣旨があるいは聞き違っているかもしれませんが、つい最近のことといたしましては、競輪の廃止をいたしましたのが札幌でございします。それから兵庫県といたしましては明石、神戸市としては市宮競輪、これを昨年度限りで廃止いたしております。それに伴いまして、振興会に対しましてあのめんどろを見る、あるいは従業員に対して退職あるいは退職に類する措置をするといったことにつきましては、それぞれの施行者におきまして、現地で十分関係者と連絡をとりまして、適当な措置をしておる

というふうになりました。承しております。

○大矢委員　その内容を教えていただく。たとえば退職金をどうしているか、あるいはまた、施行者と振興会、それから、選手と職員と違いますから、それらの取扱いをどういうようから、それらの具体的な内容につきましてはわかっていますか……。

○安岡説明員　今詳細な資料を手元に持っておりませんので、後刻お届けして御説明いたしたいと思います。

○大矢委員　答申について政府の御方針というか、大体どういうふうな、それを聞かせてもらえませんか。

○小平政府委員　答申を七月二十五日に政府としては受けました。この答申の趣旨は、先ほども申し上げました通り、一言にして申せば、施行の組織あるいは運営等を改善して存続しろ、こういうことであります。その間、十数項目ぐらいにわたりまして御意見が出

ておるわけでありすが、これらにつきましましては、公営競技の、それぞれの担当の省におきまして、これを具体的にどう法改正に持っていくかというところを今検討中でございます。ただ今回は、機械の振興費等の関係が去る九月一ぱいで期限が切れておりますので、とりあえずこれを一年間続けて実施ができるように、その点だけの改正案を御審議願つておる、こういうことでございます。

○早稲田委員長 長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 先ほど田中君が質問しておる中のことなんです、いづれもこの種の競技というものは選手というものは全部選手でございます。でございまして、選手に対する信賞必罰という、そういう原則の上に立つてある一定のものを与えるということが当然でなければならぬと考へます。ですから、もつと具体的に申すならば、一定の金額を与える、五年なら五年やつたときには一定の金額を与える、その間にもあなたが間違ひを起した、八百長をやつたというようなことがあつたら一銭も与えないぞという、はっきりした原則がなければならぬと考へる。でございまして、もうすべてが選手にかかつてゐる。もちろん今まで起つた事件というものは、全部選手の問題でございまして、今後もうであらうと考へられるから、その点に十分考慮していただきたいというところだけを御要望申し上げておきます。

○早稲田委員長 佐々木秀世君。

○佐々木(秀)委員 審議会の答申が改定存置ということになりましたので、御承知の通り、公営競技法は議員

提出による法律なのであります。それを、法律になつたのですから各官庁で法に基づいて監督してゐるのであります。が、そういう性質で生まれた公営競技でございますから、いづれ改定された法律案が国会に提出されると思ひますが、たまたま承りますと、その改定につきます、おのおの省が盛んに改定の工作をやつてゐるようでございます。それに対して、振興会とかあるいはまた施行者とかあるいは選手関係の人たちが、どのような改正になるかといつて、おのおのその団体において相談してゐるようであります。審議会において、将来、これとこれと改定しろという案であるならば心配ないのであります。ただ改定存置といふ結論でございまして、今後それを改定するにあたりましては、役所内において、その改定の法律を作らうとなさるのか、あるいはまた慎重に取り扱うために学識経験者等を招致して、そして万全の改定策を作るのかどうか、その点に対しての御見解を承りたいと思ふのであります。

○小平政府委員 今回の答申は、たまたま御指摘のありました通り、また先ほど田中委員から御指摘のありました通り、相当程度抽象的なものが非常に多いわけですから、従つてこれを今後具体化するにあたりましては、それぞれの主管省で御検討願ひ、もちろん場合によつては答申の問題については、総理府の方に御相談があると思ひますが、いづれにしても、一たん法による調査会の答申が出たわけでございますから、今後各省としては、おそろくこの答申を基礎にして、それぞれ省、政府の立場で、あるいは役所の立場で改

正案を具体化していく、こういうことになるであらう、かように思ひます。

○佐々木(秀)委員 ただ、たまたま最近のうわさによりますと、各省が非常に独走しておるといふ。その独走の結果、いろいろなものが漏れまして、こういう点はどうなつてゐる、あるいは選手の待遇等についても十分な処置がなされてゐないとか、いろいろなうわさが出ておりますから、一つ、この改正案を作るにあたりましては、各方面の意見を十分尊重し、かつまた、もとよりこれは議員提出の法律だといふことをお忘れなく、改正案を出していただきたいといふことの希望だけを申し上げておきます。

○早稲田委員長 他に両案に対する質疑の申し出がありませんので、両案に対する質疑を終局するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。

両案に対する質疑は終局いたしました。

○早稲田委員長 この際、両案に対し長谷川四郎君より、それぞれ修正案が提出されております。

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に
対する修正案
自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「公布の日から施行する」

を「公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する」に改める。

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に
対する修正案
小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「公布の日から施行する」を「公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する」に改める。

○早稲田委員長 まず提出者長谷川四郎君より趣旨の説明を聴取いたします。

○長谷川(四)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案のそれぞれに対し修正案を提出し、以下簡単にその趣旨を御説明申し上げます。

両修正案の案文はお手元に配付してある通りでありまして、それぞれ、附則の施行期日に関する規定に修正を加へ、法律の適用を本年十月一日からとすることを内容とするものであります。

政府提出の両案は、自転車等機械関係事業の振興費に関する制度について、本年十月一日以降は別に法律で定めることとなつておりますのを、さらに一年延長をして、明年九月末まで現行制度を存続せしめようとするものであります。

ありますが、今国会の開会日が九月下旬でありましたため、九月末までに両案の審議を終了することができず、政府原案のまま両案が成立しましたならば、十月一日より両案の施行前日までは、機械関係事業振興費制度に関しては空白期間となるのであります。この事態に対処するため、空白期間につきましても現行制度を適用せしめようとする両修正案を提出したわけでございます。

何とぞすみやかに御賛同下さいませようをお願い申し上げます。

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。両修正案に対しては、別に発言の申し出がありません。

○早稲田委員長 これより両案及び再修正案を一括して討論に付するのであります。が、討論の申し出がありませんので、両案を直ちに採決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認め採決いたします。

まず、自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

初めに長谷川四郎君提出の本案に対する修正案を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次いでたまたまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。両修正案に対しては、別に発言の申し出がありません。

○早稻田委員長 起立多数。よって、修正部分を除く原案は可決され、本案は長谷川四郎君提出の修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

○早稻田委員長 次に、小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

初めに長谷川四郎君提出の本案に対する修正案を採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稻田委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次いで、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稻田委員長 起立多数。よって修正部分を除く原案は可決され、本案は、長谷川四郎君提出の修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました両案に対する委員会報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明十三日金曜日午前十時より開会することといたします。

これにて散会いたします。

午後二時九分散会

〔参照〕

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）に関する報告書
小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十月十四日印刷

昭和三十六年十月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局